

調査の概要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

医療施設調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

この調査は、昭和28年に統計法に基づく指定統計（第65号）となり、昭和47年までは毎年12月末現在で調査していたが、昭和48年10月に医療施設調査規則の改正を行い、毎月各都道府県知事から施設の開設・廃止等の報告を徴収する「医療施設動態調査」を同年11月から実施することとした。また、同規則の改正により、全施設の詳細な実態を把握することを目的とする調査は「医療施設静態調査」として、昭和50年から3年ごとに実施することとし、昭和56年までは12月末現在で調査していたが、昭和59年から10月1日現在で調査することとした。

なお、統計法が平成19年に全面改正され、平成21年4月の施行に伴い、医療施設調査は指定統計から基幹統計となった。

(2) 調査の対象

医療法に基づき許可又は届出を行っているすべての病院・診療所を調査の客体とした。

(3) 調査の期日

- ・ 医療施設静態調査 直近は平成20年10月1日実施
- ・ 医療施設動態調査 毎月（平成21年）

(4) 調査の事項

施設名、施設所在地、開設者、診療科名、許可病床数等

(5) 調査の方法及び系統

- ・ 医療施設静態調査

医療施設の管理者が自ら調査票に記入し、保健所、県知事を通して厚生労働大臣に提出する。

- ・ 医療施設動態調査

医療施設からの開設・廃止・変更等の届出により、県知事（保健所長）が調査票を作成し、厚生労働大臣に提出する。

[医療施設 保健所 県 厚生労働省]

(6) 結果の集計

結果の集計は厚生労働省大臣官房統計情報部において行ったもので、休止中及び1年以上休止中の施設は、集計から除外した。

なお、この報告書の集計は、厚生労働省が作成した電子媒体より、新潟県分について、県福祉保健部においてとりまとめたものである。

2 病院報告

(1) 報告の目的

この報告は、病院の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料とすることを目的としている。

(2) 報告の対象

県内の病院を対象とした。

(3) 報告の種類

患者票（毎月報告）と従事者票（年1回報告、10月1日現在）の2種類である。

(4) 報告事項

- ・患者票・・・在院、新入院、退院、外来等の患者数
- ・従事者票・・・医師、歯科医師、薬剤師、看護師の従事者数

(5) 報告票の作成及び提出経路

病院の管理者が患者票・従事者票を作成し、関係機関を經由して厚生労働大臣に提出する。

[病院 保健所 県 厚生労働省]

(6) 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、この報告書の集計は、厚生労働省が作成した電子媒体より、新潟県分について、県福祉保健部においてとりまとめたものである。

3 利用上の注意

(1) 平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、「伝染病院」は廃止され、「伝染病床」は「感染症病床」に改められた。

(2) 平成13年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床」（療養型病床群を含む。）は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成15年9月から病床の種別は「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」に改められた。

(3) 平成14年3月に「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」が施行され、「保健婦」及び「保健士」が「保健師」に、「助産婦」は「助産師」に、「看護婦」及び「看護士」が「看護師」に、「准看護婦」及び「准看護士」が「准看護師」に改められたため、改正後の名称で表章している。

(4) 平成18年12月に「精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律」が施行され、「精神病院」は「精神科病院」に改められたことに伴い、本報告書においても「精神科病院」と表章している。

(5) 比率の算出に用いた人口は、総務省統計局「推計人口(平成21年10月1日現在)」及び新潟県統計課「推計人口(平成21年10月1日現在)」である。

(6)平成20年4月1日医療法施行令の一部改正により、診療科目については、従来省令に具体的名称を限定列挙していた方式から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科目とする方式に改められた。

この改正を受け、本調査においても調査項目が変更されたため、本報告書においては下記のとおり表章することとした。

なお、上記標ぼう診療科名の改正が影響しているところもあると考えられることから、診療科目別統計表については、改正以前年度との単純比較は行わないこととした。

<参考>

平成20年調査

1	内科
2	呼吸器内科
3	循環器内科
4	消化器内科(胃腸内科)
5	腎臓内科
6	神経内科
7	糖尿病内科(代謝内科)
8	血液内科
9	皮膚科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	感染症内科
13	小児科
14	精神科
15	心療内科
16	外科
17	呼吸器外科
18	循環器外科(心臓・血管外科)
19	乳腺外科
20	気管食道外科
21	消化器外科(胃腸外科)
22	泌尿外科
23	肛門外科
24	脳神経外科
25	整形外科
26	形成外科
27	美容外科
28	眼科
29	耳鼻いんこう科
30	小児外科
31	産婦人科
32	産科
33	婦人科
34	リハビリテーション科
35	放射線科
36	麻酔科
37	病理診断科
38	臨床検査科
39	救急科
40	歯科
41	矯正歯科
42	小児歯科
43	歯科口腔外科

平成19年調査

1	内科
2	呼吸器科
3	消化器科(胃腸科)
4	循環器科
5	小児科
6	精神科
7	神経科
8	神経内科
9	心療内科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	外科
13	整形外科
14	形成外科
15	美容外科
16	脳神経外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	小児外科
20	産婦人科
21	産科
22	婦人科
23	眼科
24	耳鼻いんこう科
25	気管食道科
26	皮膚科
27	泌尿器科
28	性病科
29	こう門科
30	リハビリテーション科
31	放射線科
32	麻酔科
33	歯科
34	矯正歯科
35	小児歯科
36	歯科口腔外科

